

ISSUE BRIEF

地上放送デジタル化の費用負担をめぐって

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 412(FEB.12.2003)

はじめに

地上放送デジタル化政策の経緯

- 1 地上放送デジタル化の基本的な枠組み
- 2 アナ・アナ変更対策費の負担のあり方

電波利用料制度をめぐるとの論点

- 1 電波利用料の用途
- 2 電波利用料の算定のあり方
- 3 電波利用料の徴収対象
- 4 今後の検討課題

電波利用料額の見直し案をめぐるとの論点

- 1 追加負担の論拠
- 2 追加負担額の算定方法
- 3 電波利用料制度そのもの見直しの必要性

地上放送デジタル化費用負担の影響

- 1 放送事業者の経営への影響
- 2 デジタル難視聴問題

おわりに

資料1：アナログ周波数変更対策業務

資料2：地上放送デジタル化の意義

資料3：電波利用料額

資料4：電波利用料の区分別歳入割合

国土交通課

かわうち あきこ
(河内 明子)

調査と情報

第412号

はじめに

いよいよ平成 15 年（2003 年。以下西暦で表記する。）12 月から、関東・近畿・中京の三大広域圏で地上デジタルテレビジョン放送（以下「デジタル放送」という。）が開始される。その他の地域でも、2006 年末までにデジタル放送が開始され、2011 年には、地上アナログテレビジョン放送（以下「アナログ放送」という。）が停止される計画となっている。周波数が逼迫する中で、現行のアナログ放送を継続しながらデジタル放送用の周波数を確保するために、一部の地域で、現行のアナログ放送用周波数を別のアナログ放送用周波数に移す「アナログ周波数変更」（以下「アナ・アナ変更」という。巻末 資料 1 参照）が必要になる。アナ・アナ変更対策は、電波のより能率的な利用を可能とするデジタル放送への早期移行に必要な対策であることから、2001 年の電波法改正によって、その費用を電波利用料で賄うことが決められた。電波利用料は、無線局区分ごとに定められた金額を無線局の免許人から徴収し、電波監視や免許事務の効率化といった電波利用共益費に充てられている。しかし、当初は、727 億円と見積もられていたアナ・アナ変更対策費が、2002 年 7 月に 1800 億円に増加することが判明したことをきっかけに、その費用負担のあり方が問題となっている。

本稿では、地上放送デジタル化の費用のうち、主にデジタル放送用の周波数を確保するためのアナ・アナ変更対策費の負担のあり方をみていく。まず、1990 年代半ば以降に打ち出された地上放送デジタル化政策を概観し、アナ・アナ変更対策費が電波利用料によって賄われることになった経緯を振り返る。次に、電波利用料制度の創設時以来の議論を整理する。これらを踏まえ、第 156 回国会で審議される予定となっている電波利用料額の見直し案を検討し、今後の課題を探ることにしたい。最後に放送事業者の自己負担であるデジタル化費用について触れ、デジタル化の費用負担が、地方民間放送事業者（以下「ローカル局」という。）に与える影響を中心に問題点を整理する。

地上放送デジタル化政策の経緯

1 地上放送デジタル化の基本的な枠組み

地上放送のデジタル化の方針は、1990 年代半ばから、光ファイバー網の全国整備構想などとともに、情報通信高度化政策の一環として電気通信審議会答申という形をとって打ち出されてきた¹。

1995 年 3 月「マルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会」の最終報告書で、初めて地上放送のデジタル化の方針が 2000 年代前半という導入スケジュールとともに

¹ 電気通信審議会は、1994 年 5 月の答申「21 世紀の知的社会への改革に向けて」で、2010 年までに光ファイバー網の全国整備を完了するという構想を発表、1996 年 5 月の答申「西暦 2000 年までの情報通信高度化中期計画」では、「地上放送については 2000 年から 2005 年までにデジタル放送の導入を図ることを目標とする」とした。1997 年 6 月の答申「情報通信 21 世紀ビジョン」では、地上放送については「2000 年以前にデジタル放送が開始できるよう制度整備等を進めることを目標とする」とし、地上デジタル放送の前倒しが盛り込まれた。

打ち出された。

1996年10月にCSデジタル放送が開始され、1997年5月には、BSデジタル放送の開始時期も2000年を目途とすることになった。

1997年3月、郵政省楠田修司放送行政局長が、「地上デジタル放送が2000年以前に開始できるよう、放送方式、チャンネルプランの策定、制度整備等を進めることを目標とする」と、地上放送デジタル化スケジュールの前倒し方針を発表した。

郵政省は、1997年6月から「地上デジタル放送懇談会²」（座長：猪瀬博 学術情報センター 所長）を開催し、同懇談会は、地上デジタル放送の円滑な導入のあり方について検討を始めた。翌年10月に最終報告書を発表し、放送のデジタル化は、「放送の機能・役割を飛躍的に向上させるものとして避けておれない喫緊の課題」であり、デジタル化により地上放送は、「基幹的放送メディアとして引き続き発展することが可能」とし、デジタル化の意義（巻末資料2）、導入のあり方、支援措置のあり方等についてまとめている。

デジタル放送の導入のあり方については、

アナログ放送からデジタル放送への全面移行とし、新規参入事業者の参入機会はアナログ放送終了後とすること。

関東広域圏は、2000年から試験放送を開始し、2003年末までに本放送を開始、近畿・中京広域圏は2003年末、その他の地域は2006年末までに本放送を開始し、アナログ放送の終了時期は2010年を目安とすること。

高精細放送をはじめとする多彩なサービスが行えるようアナログ放送と同じ6MHzという帯域を割り当てること。

などとした。こうした基本方針に沿い、デジタル放送への移行が進められることとなった。

注目されるのは、アナログ放送の終了時期について、デジタル放送の普及状況などを十分勘案して見直すこととされていた点である。見直しの条件として、受信機等の世帯普及率が85%以上であることと、現行アナログ放送と同一放送対象地域をデジタル放送が100%カバーすることという2点が盛り込まれていた。

2 アナ・アナ変更対策費の負担のあり方

1998年12月、郵政省は、「地上デジタル放送用周波数使用計画原案（全国チャンネルプラン原案）」を発表した。日本民間放送連盟がこの案を検証したところ、アナ・アナ変更が広範囲にわたって必要になることがわかった。1999年1月、郵政省は、アナ・アナ変更対策の影響世帯数1000万世帯、対策経費が474億円から1040億円との見込みであることを明らかにしたが、日本民間放送連盟は、郵政省に対し「1000万世帯に影響を及ぼすような原案では検討の出発点になりえない」という意見を提出し、全国チャンネルプランの策定は先送りされることとなった。

1999年4月から5月にかけて、デジタル化による放送の高度化に備え、テレビジョン放送の定義を変更し、各種データ類の放送を可能とするための放送法改正案が国会で審議されたが、その際にもアナ・アナ変更対策に関する質疑が活発に行われた。衆議院通信委員

² 委員は、放送事業者、コンテンツ事業者、コンピュータ事業者、視聴者代表、学識者など24人からなる。

会及び参議院交通・情報通信委員会では、地域的、経済的な情報格差が生じないように十分に配慮すること等とともに、デジタル化に係る視聴者及び放送事業者の負担についての附帯決議³が採択された。

1999年9月、NHK、民間放送事業者、郵政省の3者は、「地上デジタル放送に関する共同検討委員会」(委員長：北川信テレビ新潟社長)を設置し、2000年4月、「地上デジタルテレビ放送の全国親局チャンネル案」をとりまとめ、アナ・アナ変更対策について、影響世帯246万世帯、対策費852億円との見込みを示し、その費用は「国が負担すべきというのが放送事業者の一致した意見」であるとした。

国会においても、2000年度のNHK予算の審議が行われた衆議院通信委員会及び参議院交通・情報通信委員会で、政府に対し、アナ・アナ変更対策経費について公的支援のあり方を含め検討するよう求める附帯決議⁴が採択された。

郵政省は、2000年8月、2001年度予算の概算要求で、アナ・アナ変更対策の初年度分の経費として152億円を計上した。放送局の経費への国費支出はなじまないという意見もあったが、アナ・アナ変更は、デジタル放送に先立って国が行う周波数整備事業であるという放送事業者の主張が受け入れられ、アナログ放送終了後に、空いた周波数帯を放送以外の用途に転用することを条件に、電波利用料収入をアナ・アナ変更の財源とすることが認められた。他に、国費投入に賛成の意見としては、都市と地方の情報格差をなくすためにも国費を投入してアナ・アナ変更対策をいち早くすすめるべきというものもあった。

大蔵省の査定により、高収益をあげている関東・近畿の広域圏放送事業者9社の送信対策経費分は、国費投入の理解が得にくいとして除外され、アナ・アナ変更初年度分の対策費は、要求額の152億円から123億円に減額され、対策費の総額も727億円となった⁵。

上記対策の費用に充てるため、2001年6月の電波法改正により、電波利用料の用途に「特定周波数変更対策業務」が追加され、一定の要件を満たす、アナ・アナ変更対策経費が電波利用料で賄われることとなった。その要件とは、アナログ放送による周波数の使用が、周波数割当計画等の変更後10年以内(2011年7月まで)であること、デジタル放送が使用する周波数の割合が、アナログ放送が使用している周波数の4分の3以下であること、

デジタル放送への周波数の割り当てが、周波数割当計画等の変更から5年以内に可能であること⁶、の3つである。

国会審議では、「地上デジタル放送懇談会」最終報告書にあった、アナログ放送の終了時期の見直し条件(デジタル放送受信機等の普及率85%、カバー率100%)は盛り込まず、

³ 「デジタル化への移行期間において現行アナログ放送の視聴に障害が生じた場合、その対策に係る負担を視聴者に安易に転嫁しないよう配慮すること。また、視聴者のデジタル放送受信に要する設備の変更等の負担を軽減するための諸施策を検討すること。」「地上放送のデジタル化に要する放送事業者の設備投資に対し、これを支援する措置を講じること。」「第145回国会衆議院通信委員会議録」第8号 平成11年4月28日、「第145回国会参議院交通・情報通信委員会会議録」第11号 平成11年5月18日

⁴ 「第147回国会衆議院通信委員会議録」第5号 平成12年3月16日、「第147回国会参議院交通・情報通信委員会会議録」第7号 平成11年3月28日

⁵ 前川英樹「地上デジタルテレビ放送『共同検討委員会』の成果と『全国協議会』の課題」『月刊民放』2001.9, p.12.

⁶ 総務省情報通信政策局放送政策課「地上テレビジョン放送のデジタル化に関する制度整備について」『月刊民放』2001.9, p.26.

2011年に終了時期を設定したことについて議論になった。これに対し、政府は、「地上デジタル放送に関する共同検討委員会」で検討を重ね、今後10年間で全面的なデジタル放送への移行が可能であるという一つの認識に立っており、基本的な考え方は変更していない⁷とし、「明確な目標期限を定めましてそれに向けて取り組むことが、デジタル放送を普及させ早期に国民がデジタル化のメリットを享受できる最善の方策である」、「需要予測やテレビの受信機の買い替えのサイクル等を勘案すれば、今後10年間で国民視聴者に無理なくデジタル受信機への移行に対応していただけるものと考えている」⁸という見解を主張した。

「地上デジタル放送に関する共同検討委員会」は、2001年6月に終了し、7月に、アナ・アナ変更対策とデジタル放送の推進を目的として「全国地上デジタル放送推進協議会」が設立された。

同協議会は、アナ・アナ変更対策の実施に向け、詳細な調査を行った結果、2002年7月、対策経費1800億円、影響世帯数426万世帯と算定した。増大した作業と経費を平準化するため、2006年までとしていたアナ・アナ変更対策の終了時期を、三大広域圏以外の地域では2009年までに延期した。

こうした遅れのため、デジタル放送が全国でくまなく受信できるようになるのは、アナ・アナ変更対策が完了する2009年ごろになる予定である。対策終了前にデジタル放送波を出すとアナログ放送波と混信するため、デジタル放送開始当初は出力を弱め、対策の進捗状況に応じて徐々に放送エリアを拡大していくことになる。2002年9月、デジタル放送免許方針が確定し、12月、NHKと三大広域圏の民間放送事業者が総務省に免許申請を行った。今後の予定は、2003年4月頃、予備免許の交付、5月以降に試験電波の発射、12月に本放送の開始となっている⁹。

電波利用料制度をめぐる論点

アナ・アナ変更対策の財源とされた電波利用料は、「無線局全体のための共益的な行政事務の全体費用（電波利用共益費用）を、受益者である免許人全体で負担する特殊な負担金（毎年徴収）」¹⁰である。無線局¹¹には様々な種類があるが（巻末資料3「代表的な無線局の例」参照）無線局を運用するには、コードレス電話、PHS、無線LANのような例外を除き、免許が必要である。携帯電話端末の免許は、携帯電話事業者が、個別の無線局ごとと免許を受ける必要のない包括免許制度を利用して取得している。

「電波利用共益費用を免許人全体で負担する特殊な負担金」と位置づけられる電波利用料は、免許を受けたことによる経済的利益に対する課税でも、電波の利用に対する対価でもなく、特定の無線局を対象として個別の申請処理の実費を徴収する免許申請手数料とも性格が異なるとされる。電波法によってその用途が限定されている特定財源であるが、特

⁷ 「第151回国会衆議院総務委員会議録」第12号 平成13年4月10日

⁸ 「第151回国会参議院総務委員会議録」第13号 平成13年6月7日

⁹ 「地上デジタル放送 開始へ一斉に免許申請」『電波タイムズ』02.12.25.

¹⁰ 電波有効利用政策研究会『中間報告』2002.6, p.65. 電波法第103条の2第2項では、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(...)の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭」と規定されている。

¹¹ 受信のみを目的とするものは、無線局には含まれない。

別会計の新設は行われず、一般会計の中に位置付けられている¹²。

無線局の急増に伴う電波行政経費増加に対応するため、1993年4月に電波利用料制度が創設されて以来、徴収対象や料額の算定方法など免許人間の公平な負担のあり方をめぐって議論が行われてきた。

1 電波利用料の使途

現在、電波利用料の使途として規定されているのは、次の5項目である。

電波の監視及び規制並びに不法に開設された無線局の探査

総合無線局管理ファイルの作成及び管理

電波のより能率的な利用に資するための技術試験事務

特定周波数変更対策業務

その他電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務

1996年の電波法改正により が、2001年の電波法改正により が、電波利用料の使途として加えられている。追加されたのは、いずれも、電波の逼迫対策にかかわるものである。電波利用料制度の創設時の当初案では、周波数資源の開発、電波の有効利用技術の開発といった項目も使途として規定することになっていたが、そうした項目は、現在の免許人ではなく将来の免許人の受益であり、受益者負担の考え方になじまないとして電波利用料の使途とはされなかった¹³。

2 電波利用料の算定のあり方（巻末 資料3，4）

電波利用料額は、無線局区分ごとに電波法によって定められており、無線局単位で課金されることが特徴となっている。無線局区分ごとの料額は、使途 の総合無線局管理ファイルの費用を除き、すべての無線局で均等に負担するよう決められている。一方、使途 の総合無線局管理ファイルの費用は、無線局区分によりファイルに記録するデータ量が異なることから、データ量に応じて配分される。区分ごとの料額の差は、この総合無線局管理ファイルの費用の差から生じる。なお、携帯電話等に適用される包括免許無線局は、個別に総合無線局管理ファイルに記録されないため、この費用は負担していない。つまり、包括免許無線局の料額540円が、全無線局が均等に負担する、～ の費用に相当する。

電波利用料額は、3年ごとに料額の見直しが行われることになっており、3年間に必要と見込まれる電波利用共益費用と、同期間内に見込まれる無線局数をもとに算定される¹⁴。電波利用料額は、電波利用の効用の大きさ、経済的価値にかかわらず、無線局単位で課金されるため、急速に普及の進んだ携帯電話端末等の無線局の負担が著しく増大している。

¹² 荒井透雅「電波利用料制度の創設」『立法と調査』1992.4, pp.32-33.

¹³ 同上, p.33.

¹⁴ 1996年と1999年に一部の区分の料額の引き下げが行われた。2002年には料額の変更は行われなかった。総務省「電波利用ホームページ」
<<http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/sum/calc.htm>>

3 電波利用料の徴収対象

電波利用料の徴収対象は、原則として免許を受けている全ての無線局である。しかし、その例外として、国及び一部の独立行政法人の無線局については、歳入、歳出先が同じであり事務の煩雑化を招くことから適用除外となっている。また、地方公共団体の消防、防災無線についても、利用目的の公共性から電波利用料の減免が行われている。一方、経済団体からは、電波利用料制度の趣旨から、利用目的の公共性を理由に例外を設けることに對する不満が表明されている¹⁵。

4 今後の検討課題

電波利用料の問題点を整理すると、まず、これまでみてきたような算定基準によって計算された電波利用料額が、免許人の受益に見合った負担となっているのか、免許人間の負担のバランスはとれているのかという点があげられる。

電波の逼迫対策が緊急の課題となる中で、現在、電波政策についての議論が、情報通信審議会電波政策特別部会や電波有効利用政策研究会を中心に活発に行われているところであり、電波利用料のあり方についても、重要な検討課題の1つとなっている。現在の電波利用料の算定基準では、電波の利用効率を高め、多数の無線局の利用を可能にすればするほど、電波利用料の負担が重くなるという問題点も指摘されている。こうした問題に対応するために、無線局単位の課金ではなく、占有帯域幅、送信出力等に応じた課金に改めるべきという意見が、電波有効利用政策研究会に寄せられている¹⁶。

また、同研究会では、電波の経済的価値に見合った対価を徴収する、電波使用料制度の導入についても検討されている。これは、電波使用料を課すことにより、電波の非効率な利用を排除し、電波の有効利用を促進するという考え方に基づくものである¹⁷。

電波利用料額の見直し案をめぐる論点

2002年11月21日、総務省は、電波利用料額の見直し案¹⁸を発表した。見直し案では、携帯電話事業者等と比較して負担が小さいと指摘されてきた放送事業者に対し、デジタル

¹⁵ 「93年度からの電波利用料、導入を巡り混乱」『日経コミュニケーション』1992.3.16, p.27、総務省総合通信基盤局「『電波有効利用政策研究会』最終報告書（案）に対して提出された意見の要旨及びこれに対する研究会の考え方」2002.12, p.23。

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/021225_2.html#betu3>

¹⁶ 同上, pp.23,24.郵政大臣の私的懇談会である電波政策懇談会が1991年に電波利用料制度導入の検討を提言した際には、免許人が占有する周波数帯域や空中線電力（電波の出力）、利用時間などをもとに、免許人の電波の利用状況に応じて電波利用料額を算定する方式がとられていた。

「93年度からの電波利用料、導入を巡り混乱」『日経コミュニケーション』1992.3.16, p.26。

¹⁷ 総務省総合通信基盤局「『電波有効利用政策研究会第一次報告書』2002.12, pp.60-61。

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/021225_2.html>

¹⁸ 「放送事業者に対する電波利用料の見直し案に係る意見照会の実施等について」（報道資料）

化が完了するまでの期間(2003年から2010年の8年間)に限り年30億円の追加負担を求めている。追加負担分とこれまでの負担(2001年度は約4.8億円)をあわせて、放送事業者の負担は、これまでの7倍以上となる¹⁹。

総務省が行った見直し案についての意見照会では、日本民間放送連盟は、「到底納得のいくものではない」としながらも、「通信事業者の電波利用料負担と比較して、放送事業者の負担割合が極めて低いことも事実であり、今後のデジタル化を他の無線利用事業者と協力して円滑に進めていくことを考えれば、適正な範囲での見直しはやむを得ない措置である」と考えた。総務省は、意見照会の結果²⁰を、概ね理解が得られたと評価している。

しかしながら、寄せられた意見の中には、見直し案の考え方について問題点を指摘しているものもある。指摘された問題点をまとめると、主に

追加負担の論拠

追加負担額の算定方法(出力による区分)

電波利用料制度そのものの見直しの必要性(放送事業者と移動通信事業者等の負担のバランス)

の3点である。

1 追加負担の論拠

まず、見直し案では、追加負担の根拠として、アナ・アナ変更対策期間中、デジタル放送に加え従来のアナログ放送も継続して運用できるということを挙げている。この点について、デジタル放送開始後もアナログ放送を継続することは、「視聴者保護の観点から、放送事業者の義務であり視聴者に対するサービスの当然の保証であって、放送事業者にとって新たな受益が発生するものではない」(NHK)、「二重の設備投資を強いられるため、経営的には重い負担となる」(日本民間放送連盟)、「『あまねく普及』との行政指導のもと、わずかな世帯数しかない地域に設置してきた『小規模中継局』は『受益』の対象とならず負担の対象から除かれるべき」(大分放送)等の意見が寄せられている。

2 追加負担額の算定方法

次に、放送局の出力別に追加負担額を算定した点について、放送局を大規模局、中規模局、小規模局の3つの区分に分け、大規模局にあたる関東広域圏のNHK、民放キー局の親局は3億1000万円、中規模局は8万3000円、山間僻地の集落などごく狭い地域を対象とする小規模局は620円とするなど、「ローカル放送局の負担に一定の配慮がされている」(日本民間放送連盟)と評価する意見もあるが、「放送事業者の事業規模等についても考慮すべき」(NHK)3区分の格差が「桁外れの数値」となっており、「これまで送信出力で差がなかった電波利用料の体系そのものを変更せず、このような料額案にすることは合理的

2002.11.21 <http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/200211.html>

¹⁹「電波利用料 アナログ変更経費増受け 放送全体で7.5倍の負担増」『民間放送』2002.11.23、「放送電波利用料を引き上げ」『電波タイムズ』2002.11.25

²⁰ 総務省 「放送事業者に対する電波利用料の見直し案に係る意見照会の結果」(報道資料) 2002.12.24<http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/joho_press.html>

なのか、疑問である」(テレビ東京)という意見が寄せられた。

こうした意見について総務省は、「現行の電波利用料制度は、無線局が共益的な電波行政事務から受ける受益の程度に基づき応分の負担を求める制度」であり、「公共性、地形的、経済的な要素を考慮するためには、制度全体の見直しが必要となることから、中期的な課題」となると回答している。

3 電波利用料制度そのものの見直しの必要性

また、電波利用料制度そのものについて見直しを行わずに、電波利用料の用途の一部であるアナ・アナ変更対策についてのみ負担のバランスを見直している点について、他の用途についても、負担のバランスを見直すべきという意見や、電波の利用効率を考慮しない電波利用料の算定方法の見直しを求める意見(株)鷹山) 今回の見直し案をもってしても「依然として携帯電話事業者及びPHS事業者における電波利用料の負担率が高い。免許人間の公平性の実現に向けてさらなる電波利用料制度の見直し」を求める意見²¹(Jフォン)が寄せられた。

地上放送デジタル化費用負担の影響

1 放送事業者の経営への影響

デジタル化のために見込まれる投資額は、NHKと民放127社合わせて1兆円にのぼるといわれている²²。広告市場の拡大が望めない中で、デジタル化投資を回収することは難しく、とりわけ、経営規模の小さいローカル局にとっては、1社あたり50億円にも及ぶといわれるデジタル化投資が今後の経営を圧迫することが予想されている²³。

アナ・アナ変更対策と異なり、デジタル化費用の調達は、ローカル局といえども放送局独自の経営判断により行われ、国による支援策としては、デジタル放送用施設の整備支援を定めた「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」により、税制上及び金融上の支援措置²⁴が行われている。

放送事業者によるデジタル化投資額の圧縮のための試みもなされている。NHKと民放各社は、2002年5月に『地上デジタル放送用送信設備共通仕様書』をまとめたり、中継局を

²¹ この意見は、2002年11月に発表された『電波有効利用政策研究会最終報告書(案)』に対して寄せられたものである。<http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/021119_3.html>

²² 「デジタル放送移行の難問 膨大な設備投資コストの軽減策 NHKと民放が大同した共同作戦へ」『New Media』2002.12.

²³ 詳細は、みずほコーポレート銀行「多メディア時代の放送産業の成長戦略」『みずほ産業調査』2002.8, pp.1-81、「地上波放送デジタル化の道 民放キー局 走りながら考える収益源開拓のシナリオ HDTV だけでは限界、モバイルなどに期待」『日経ニューメディア』2002.10.28, pp.10-11、「地上波放送デジタル化の道 在阪準キー局 2チャンネル体勢で描く成長シナリオ 各社に温度差、競争構図は新段階へ」『日経ニューメディア』2002.11.11, pp.10-11、鈴木祐司「2010年ローカル放送局の未来」『Aura』2002.6, pp.2-5、木村幹夫「地上デジタル放送(テレビ)の経営シミュレーション」『月刊民放』1998.6, pp.24-29等を参照。

²⁴ 関東・近畿広域圏事業者は、支援の対象とはなっていない。

共同建設するなどコスト削減の努力を重ねており、NHK は、約 1000 億円の設備投資を圧縮できる見込みとなった²⁵。

また、ローカル局の経営基盤の強化を図ることなどを目的とし、マスメディア集中排除原則の緩和が検討されており、同一ブロック内で、放送エリアが隣接している場合は、2 局の合併や他局を完全子会社化することを可能とする方向で、検討が進められている²⁶。この集中排除原則は、多様な言論を確保するため、特定の者が複数の放送局を支配することを禁止するもので、地上放送の場合は、他の放送局に対する出資を、放送エリアが重複する場合は 10%以下に、重複しない場合は 20%以下に制限している。

2 デジタル難視聴問題

アナログ放送では、50 年という歳月をかけて全国放送網を築いてきた。一方、デジタル放送は、現在のアナログ放送と同程度の放送エリアカバー率を、2011 年 7 月までという短期間に達成しなくてはならない。特に、地理的条件が厳しく、放送市場の小さい、岡山・香川地区や長崎地区などでは、現行のアナログ放送視聴世帯をカバーすることは難しいと言われている²⁷。

「地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針」²⁸には、デジタル放送の普及への配慮として、親局の申請時に中継局の建設計画を策定し、アナログ放送終了までのできるだけ早い段階で、アナログ放送と同等の区域で放送が可能となるように努めるという項目が盛り込まれている。中継局の局数が多い等、特殊な事情を有する地域について、総務省は、「地域事情が異なることには配慮する」とし、放送対象地域内世帯の 70%以上を放送区域とする計画の策定を求め、「中継局の置局が促進されるよう適切に対応していきたい」²⁹としている。しかし、いかにアナログ放送と同等のデジタル放送エリアを達成するのか、具体的方策は見えていない。

解決策として、最近注目を浴びているのが、自治体によって設置される光ファイバー（FTTH）などのインフラを活用して提供する通信・放送統合型サービスである。難視聴対策用のケーブルテレビ網を光ファイバーに張り替え、WDM（波長分割多重）技術を使い、インターネット接続とともに多チャンネルのテレビ放送を提供する地方公共団体も現れている³⁰。NHK の海老沢会長は、「地上デジタル放送を短時間であまねく普及させていくた

²⁵ 「新春対談 海老沢勝二 NHK 会長 地上デジタル元年に思う」『電波タイムズ』2003.1.6

²⁶ 「民放地方局同士の経営統合『持ち株会社』容認」『読売新聞』2003.1.23、「『集中排除』大幅緩和で一致」『電波タイムズ』2002.12.13.

²⁷ 「地上波放送デジタル化の試練現地ルポ 岡山・香川地区 生き残りをかけた合従連衡の模索始まる “デジタル難視聴世帯” の対策も必要に」『日経ニューメディア』2002.3.18, pp.10-11、「地上波放送デジタル化の試練現地ルポ 長崎地区 周波数不足など “三重苦” の打開を模索 隣接 3 県と共同で 2006 年の開始目指す」『日経ニューメディア』2002.3.25, pp.10-11.

²⁸ 報道資料 2002.9.27 <http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020927_1.html>

²⁹ 「地上デジタルテレビジョン放送の開始に向けた関係省令等の整備に関する意見募集の結果（意見に対する総務省の考え方）」（報道資料）2002.9.18
<http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020918_3.html>

³⁰ 「『ブロードバンド放送』の影響力 配信サービスとの違いは？通信料の値下げを促すか」

めには、通常の送信設備の整備に膨大な経費が必要となる地域で、光ファイバーなど、新しい技術を活用することが必要³¹と発言している。また、こうしたサービスは、都市部の高層建築等による難視聴問題の解決策としても期待されている。

おわりに

2011年のアナログ放送停止というスケジュールが決定した2001年の電波法改正の際には、アナ・アナ変更対策はデジタル放送開始時には終了していると想定されていた。しかし、アナ・アナ変更対策業務の規模や費用が膨れ上がったことから、当初の予定より遅れ、アナ・アナ変更対策の完了は、三大広域圏で2006年、その他の地域で2009年にずれ込むことが見込まれている³²。

こうした遅れに対して、総務省は、三大広域圏は2003年末、その他の地域は2006年末までにデジタル放送を開始し、2011年7月にアナログ放送を停止するという基本スケジュールは変更しないとしている。

しかしながら、実際にデジタル放送を視聴できる環境となってからアナログ放送の停止までの期間が短い地域では、円滑なデジタル放送への移行に支障が出るのが懸念される。国民への周知をいかに徹底し受信機等の普及を促進するか、デジタル難視聴問題をいかに解決するか、地上放送デジタル化の完了までには難問が山積しているといえよう。

『日経コミュニケーション』2003.1.20, pp.76-83、「地上波放送 デジタル化の道 最終回 通信業界 FTTHで通信との統合サービスを実現 先行するNTTグループ、難視聴対策に活路」

『日経ニューメディア』2002.12.2, pp.10-11.

³¹ 「新春対談 海老沢勝二 NHK 会長 地上デジタル元年に思う」『電波タイムズ』2003.1.6

³² 「三大広域圏全域でのデジタル地上波放送開始は2006年度以降、総務省が方針」『日経ニューメディア』2002.8.5, p.5.

資料1：アナログ周波数変更対策業務

送信（放送局）側	受信（視聴者）側
アンテナ等の交換・調整 放送機器の交換・調整	テレビのチャンネル再設定 アンテナの取り替え アンテナ方向の変更 アンテナの高性能化 ブースター（受信電波を増幅）の追加又は取り替え フィルター（隣接チャンネル波による障害除去）の追加又は取り替え

受信（視聴者）側の受信対策の例

個人住宅	(1) * (2)
集合住宅	(1)管理組合又は集合住宅所有者等による ~ * (2)住民による
難視共聴施設で視聴	(1)管理組合又は施設の所有者等による ~ * (2)住民による
CATV に加入	(1)CATV 事業者による ~ *

* ~ の対策は、地域によっては必要な対策。いずれかの対策で十分な地域と、複数の対策を組み合わせる必要のある地域がある。

(出典)総務省「電波利用ホームページ(アナログ周波数変更対策業務)」

<<http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/purpose/change.htm>>及び「動き出したアナアナ変更」『電波タイムズ』2002.12.4 より作成

資料2：地上放送デジタル化の意義

<p>視聴者にとってのメリット 高品質な映像・音声サービスの享受 チャンネルの多様化の実現 テレビ視聴の高度化が可能 高齢者・障害者にやさしいサービスの充実 安定した移動受信サービスが可能</p> <p>放送事業者にとってのメリット 多彩な放送サービスの提供によるビジネスチャンスの拡大 番組制作の多様化・効率化の実現 省エネルギー化の実現 放送番組ソフトのマルチユース化への寄与 視聴者との一体化</p> <p>機器製造業者・放送番組ソフト制作業者にとってのメリット デジタル受信機市場の拡大 LSI、液晶、プラズマディスプレイ等新デバイスの需要拡大</p>	<p>放送番組制作需要の増大 放送番組の国際市場進出機会の拡大</p> <p>社会的意義 視聴者主権を確立し、新たな放送文化の創造に貢献 経済構造改革に貢献 国際的な相互理解と相互信頼の増進に貢献 高度情報通信社会におけるトータルデジタルネットワークの完成 電波の有効利用の促進に貢献</p> <p>経済波及効果 10年間で約 212 兆円 雇用創出効果 10年間で約 711 万人 将来の放送関連市場(2010年時点)約 35 兆円</p>
---	---

(出典)『地上デジタル放送懇談会報告書』1998.10

<http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/housou/981026d701.html>

資料3：電波利用料額

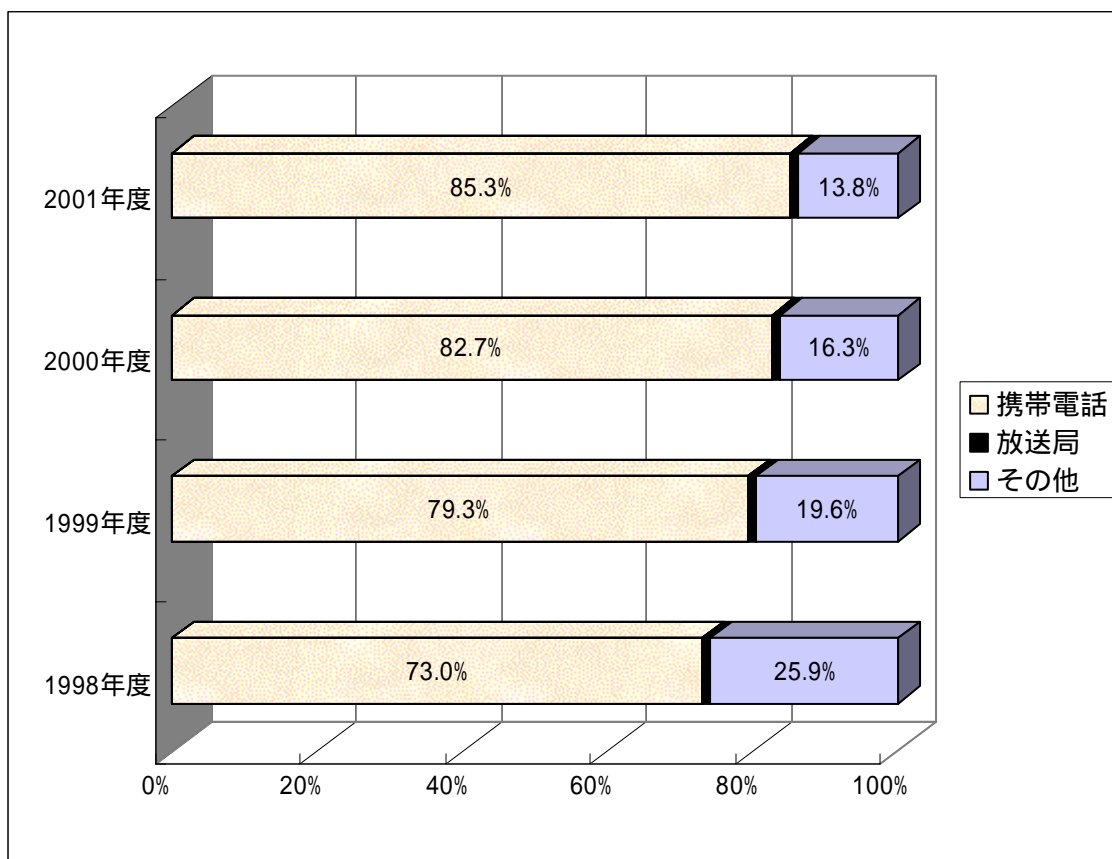
無線局の区分	電波利用料(年額)	代表的な無線局の例
1 移動する無線局(3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	600円	・パーソナル無線 ・陸上移動局 ・船舶局
2 移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの (8の項に掲げる無線局を除く。)	5,500円	・基地局 ・無線呼出局 ・海岸局
3 人工衛星局 (8の項に掲げる無線局を除く。)	24,100円	・通信衛星 ・放送衛星
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局 (5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	10,500円	・地球局
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星の中継により無線通信を行うもの (8の項に掲げる無線局を除く。)	2,200円	・船舶地球局 ・航空機地球局 ・携帯移動地球局
6 放送をする無線局 (3の項及び7の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。)	23,800円	・テレビ放送 ・ラジオ放送
7 多重放送をする無線局 (3の項に掲げる無線局を除く。)	900円	・文字多重放送
8 実験無線局及びアマチュア無線局	500円	・実験局 ・アマチュア局
9 その他の無線局	16,300円	・固定局
10 上記区分にかかわらず、電波法第27条の2に定める包括免許における特定無線局	540円	・携帯電話 ・MCA 移動局 ・衛星携帯電話

(出典)：総務省「電波利用ホームページ(電波利用料額表)」

<<http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/sum/money.htm>>

資料4：電波利用料の区分別歳入割合

無線局区分	代表的な無線局の例	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
包括免許	携帯電話	73.0%	79.3%	82.7%	85.3%
6の項	放送局	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%
1～5、7～9の項	その他	25.9%	19.6%	16.3%	13.8%
総額		370.1億円	356.8億円	408.6億円	449.5億円



四捨五入のため合計が合わない場合あり。

(出典)総務省「電波利用ホームページ(電波利用料の区分別収納済み歳入額の推移)」より作成
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/account/change.htm>